

ひろさきから広まる健康の輪
ひろまる



りんご生果の機能性表示食品「ひろまる（サンふじ）」の販売が1月から県内外で始まりました。

◎「ひろまる」とは…市がりんごの日常的な消費拡大に向けて、JA つがる弘前、JA 相馬村、研究機関らと共同で取り組んだ機能性表示食品のりんご生果です。

1月20日には、市内スーパー2カ所で市長やJA組合長による「ひろまる」の店頭PRを実施しました。※「ひろまる」の詳細は市ホームページ（QRコード）をご覧ください。

■問い合わせ先 りんご課企画推進係
☎ 40-0482



提案や意見をお寄せください

わたしのアイデアポスト



市民の声を聴く広聴事業の一つとして、「わたしのアイデアポスト」を設置しています。市政に関する提案や意見を多くの皆さんから伺い、市政の発展に結び付けていきますので、皆さんの声をぜひお寄せください。

市民の皆さんからの提案や意見は、郵送やファクスでも受け付けています。提案とともに、住所・氏名・年齢・電話番号・回答が必要な場合はその旨を記入し、「わたしのアイデアポスト」と明記の上、広聴広報課広聴広報係（〒036-8551、上白銀町1の1、ファクス35-0080）までお送

りください。

▼設置場所 市役所総合案内（本館フロア案内）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター1階）、各出張所

また、市ホームページ上の「WEB版・わたしのアイデアポスト」もご利用ください。

■問い合わせ先 広聴広報課（市役所2階、☎ 35-1194）

広告を掲載しませんか

市ホームページのバナー広告を募集しています

▼掲載位置 各ページの最下段

▼掲載料 ホーム（トップページ）＝1カ月当たり1枠1万円（1年間継続の申し込みで1枠10万円）／ホーム以外＝1カ月当たり1枠3,000円（1年間継続の申し込みで1枠3万円）

▼掲載期間 広告の掲載期間は1カ月単位。また、連続して掲載できる期間は最大12カ月です。

▼バナーの規格 大きさ…縦50ピクセル、横170ピクセル／形式…GIF、JPEG、PNG／容量…10キロバイト以下

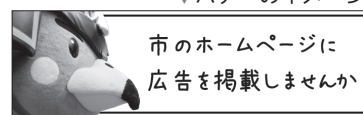
▼申込期限 掲載開始月の前月の10日

※掲載を希望する人は必ず市ホームページをご確認ください。

▼ホーム（トップページ）閲覧数 110万680回（令和4年度）

※令和6年度の閲覧数を保障するものではありません。

■問い合わせ・申込先 広聴広報課広聴広報係（市役所2階、☎ 35-1194）



意見を募集します

～パブリックコメント～

次の計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

弘前市社会福祉センター等 利活用計画（素案）

弘前市社会福祉センター（体育館含む）と屋内ゲートボール場の利活用を図り、地域共生社会の実現と、市民の福祉の向上に寄与することを目的として、「弘前市社会福祉センター等利活用計画」を策定します。

▼募集期間 2月21日（水）～3月21日（木・必着）

▼閲覧場所 福祉総務課（市役所1階）または下記共通事項に記載の閲覧場所

▼提出方法 ①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、福祉総務課宛て／②福祉総務課へ持参（平日）／③ファクス…32-1166／④Eメール…fukushisoumu@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

■問い合わせ先 福祉総務課（☎ 40-7037）

弘前市地域公共交通計画（素案）

地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして、「弘前市地域公共交通計画」を策定します。

▼募集期間 2月15日（木）～3月14日（木・必着）

▼閲覧場所 地域交通課（市役所3階）または下記共通事項に記載の閲覧場所

▼提出方法 ①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、地域交通課宛て／②地域交通課へ持参（平日）／③ファクス…35-3765／④Eメール…chiikikoutsuu@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

■問い合わせ先 地域交通課（☎ 35-1124）

～共通事項～

▼閲覧方法 市ホームページから閲覧／次の場所での閲覧（平日の午前8時30分～午後5時）

岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター1階）、各出張所
※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

▼対象 ①市内に住所を有する人、②市内に事務所または事業所を有する個人または法人など、③市内の事務所または事業所に勤務する人、④市内の学校に在学する人、⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人、⑥本計画（素案）に利害関係を有する人

▼提出方法 期限の日の午後5時までに、指定の様式か任意の様式に、氏名（法人などの場合

は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「〇〇計画への意見」など）を明記し、提出してください。
※記入漏れがある場合は、意見として受け付けません。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしません。

※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置しています。